

大阪府におけるユニットプライス型 積算方式の取り組みについて

大阪府都市整備部事業管理室技術管理グループ

参事 いその 磯野 じゅん 潤
副主査 こじょう 小城 まさき 正樹

1. はじめに

大阪府では、発注者として求められる「良好な社会資本を適正な価格で整備を行い、社会に還元していく」という取り組みの中でも、「適正な価格での整備」=「公共工事における積算価格の市場価格反映」とし、主要な課題の一つとして位置付け、新しい積算方式の導入に取り組んでいるところです。

その取り組みの中でも、国土交通省において平成16年度より試行されております「ユニットプライス型積算方式」について、価格の透明性・説明性の向上、民間活力の導入促進、契約上の協議の円滑化、工事目的物と価格の明確化、積算業務の効率化が導入の効果として期待できることから、平成18年度より本方式の試行実施に着手しております。

本稿では、大阪府のユニットプライス型積算方式の取り組み状況や今後の試行にあたっての課題、対応等について紹介いたします。

2. ユニットプライス型積算方式 試行の取り組み状況

(1) ユニットプライス型積算方式の試行状況

本府においては、本方式の導入にあたり、平成18年6月より国土交通省が中心となって地方自治体への導入を研究する「ユニットプライス型積算方式の地方自治体への導入研究会」に参加しております。この研究会を通して、本府における本方式の課題・問題提言等を行い、昨年11月には、大阪府版ユニットプライス型積算方式試行実施要領（案）を定めました。12月には近畿地方整備局より、ソフト面の支援、ユニットプライスの提供を受け、舗装新設工事において1件の試行を行いました。

今年度は、その試行対象を、舗装新設工事に加え、道路改良、築堤護岸工事と拡大し、舗装新設工事においては8件程度、また、道路改良、築堤護岸工事においてもそれぞれ1、2件程度の試行を行う予定です。

(2) 試行拡大を行う上での取り組み

今年度の試行拡大にあたって、本方式の導入促進、円滑な推進を行うために試行実施要領（案）等の改正と、部内および関係業界へ本方式の周知を行いました。

試行実施要領（案）については、試行工事区分

の設定や試行対象工事とする工事価格の設定、単価協議等における種々の様式の改正等、昨年度定めた試行実施要領（案）をより充実させております。

また、新たな本方式用の積算システムを導入し、積算担当者を対象に、システム操作研修会に併せて、契約担当者への一般工事との変更点等、制度の説明会を実施し、ユニットプライス積算基準や試行実施要領（案）等についての周知を図りました。

ほかに、関係業界への周知について、今年度予定している舗装・土木業種の建設業者を対象に、制度や手続きの説明会を開催しました。

3. ユニットプライス型積算方式の導入にあたっての課題

昨年度の試行結果や、今年度の試行拡大にあたってのシステム操作研修会、説明会に寄せられた質問や意見等により、以下のような課題が挙げられました。

(1) 施工プロセスを仮定しないことについて

現行積み上げ積算方式と本方式の大きな違いの一つとして、各工事の工種ごとに、施工プロセスを仮定し、必要となる機械経費、労務費、材料費等を積み上げ、積算を行う現行積算方式に対して、本方式は受発注者間の工種ごとの合意単価を蓄積・分析し、ユニット化した単価も用いて積算することから、施工プロセスを仮定しなくとも積算できることが挙げられます。

現行積算方式において、この施工プロセスを仮定するということが、例えば、実際の施工現場における工種において、どのような施工機械がどのように作業を行い、どれだけの材料、作業員等が必要かというように、積算業務をとおして、施工プロセスを構築することが必要です。これが担当技術者の技術力を養う一つ的手段として機能してきたものと考えており、本方式において、工種ごとの施工プロセスの過程を必要としないことが、今後の担当者の技術力低下につながるのではない

かとの意見が寄せられました。

(2) 単価協議について

本方式は、現行積み上げ積算方式にはない単価協議という新たな業務が加わります。

単価協議により請負者は、現行積み上げ積算が、施工プロセスを仮定し行うため、それ以外の方法での施工を提案・協議をした場合、発注者に見直しを求められたりする場合があります。

発注者にとっては、請負者側が想定している単価の内訳として、施工機種や施工手順等が、実際の施工現場の施工を行うこと等、妥当性を判断するための協議に多大な時間を要する場合も想定されます。

よって、積算業務のほかにも、計画・設計業務、関係機関との調整や、地域住民対応など、さまざまな業務で多忙を極める担当者にとって、積算業務が効率化されたとしても、単価協議という新たな業務により、業務全般の効率にはつながらないのでないか、また、担当技術者の現場経験期間を考慮した、体制の強化が必要ではないか等の意見も寄せられました。

(3) ユニットプライス化された工種について

本府の工事発注状況として、道路を新設する事業が減ってきている一方で、道路維持修繕事業や交通安全事業である現道の拡幅工事や、歩道を設置する事業が多いのが現状です。

その一例として、ユニットプライス型積算基準により歩道設置工事の積算を行う場合、主たる工種が道路改良工事となるため、舗装工事の体系には歩道設置工事に使用できる工種があるが、道路改良工事の体系には、適用できる工種が少ないのが現状です（図 1）。

ユニットプライス化された工種が少ないと、現行積み上げ積算を行いユニットプライス化するという作業が伴い、結局、現行積み上げ積算と同様な作業となり、積算業務の効率化とはいいい難くなります。

地方公共団体におけるさまざまな実情を考慮すると、より地域住民のニーズに応じた事業が多いことから、地方の実情に応じたユニットプライス

工種区分：道路改良

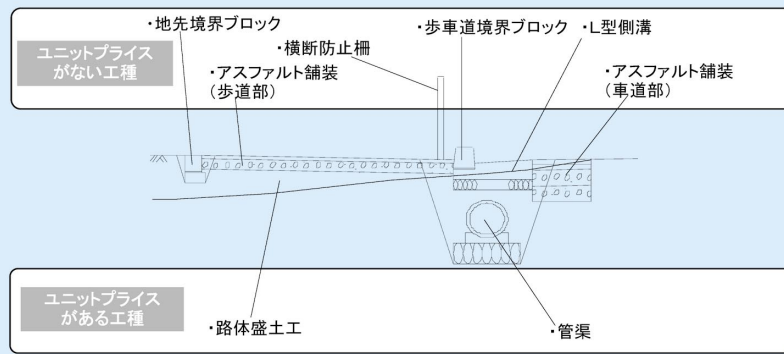


図 1

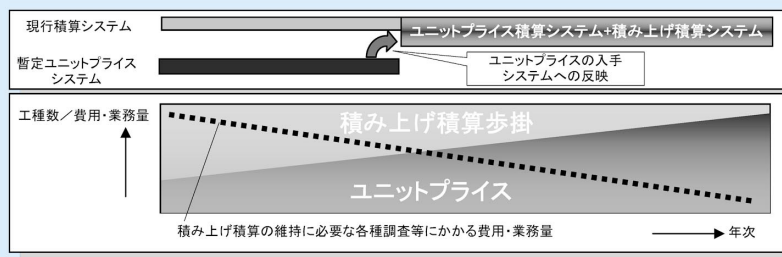


図 2

の追加が望まれるところです。

(4) 現行積算からユニットプライス型積算方式への移行について

本府においては、本方式の試行に使用するシステムと、現行の積み上げ積算システムと二つの積算システムを運用しております。本方式による積算を拡大していくにあたり、現行積み上げ積算と併用できるシステムを構築していくためには、国土交通省よりプライスの提供を受け、毎月、地区ごとに更新されるユニットプライスの入手方法や、そのプライスのシステムへの反映方法、プライスの設定される地区割りと現行積算で用いている地区割りととの整合等、さまざまな課題を整理していく必要があります。

また、現行積算を行う上で必要となる資材調査、労務費調査および施工合理化調査等は、ユニットプライスが増えるほどに減少することが見込まれ、この各種調査等の今後のあり方についても課題と考えております（図 2）。

4. 課題への対応

本府として、今後も試行拡大を行っていき、課題・問題点の整理、解決策の検討を発注事務所共々、進めていくとともに、「ユニットプライス型積算方式の地方自治体への導入研究会」にて、本府の試行実例等の報告や試行にあたっての課題、問題提言を幅広く行い、議論を重ねていきたいと考えております。

5. おわりに

昨年度からの試行、今年度の試行実施拡大にあたり、さまざまな視点より助言、ご指導をいただきました、国土交通省および近畿地方整備局の皆様にお礼を申し上げますとともに、今後の大阪府の運用に向けてのご協力をお願いしまして、大阪府のユニットプライス型積算方式の取り組み状況等の報告とさせていただきます。